

高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第六十六条の四の規定に基づく研修に関する告示を定める件

(平成十二年六月三十日)

(通商産業省告示第四百二十六号)

改正 平成一二年一二月二七日通商産業省告示第九〇〇号
令和 五年一二月二一日経済産業省告示第一六七号

高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号）第六十六条の四各項各号の規定に基づき、通商産業大臣が定める研修を次のように定め、平成十二年七月一日より施行する。

高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令第六十六条の四の規定に基づく研修に関する告示

(用語)

第一条 この告示において使用する用語は、高圧ガス保安法に基づく指定試験機関等に関する省令（平成九年通商産業省令第二十三号。以下「省令」という。）において使用する用語の例による。

(研修科目、範囲及び時間)

第二条 省令第六十六条の四第一項各号（第四号の二を除く。）の経済産業大臣が定める研修は、次の表の上欄に掲げる指定の区分に応じて、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

指定の区分	研 修
一 省令第六十六条の二第一項第一号及び第四号の二に規定する区分	別表第一に掲げる研修であつて、協会又は検査組織等調査機関（同表第一号及び第四号の科目の研修にあつては、検査組織等調査機関としての指定を受けようとする者を含む。）が行うもの。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる科目の研修を受けることを要しない。 一 省令第六十六条の四第一項第一号イに掲げる者 同表第二号及び第三号の科目 二 現に省令第六十六条の二第一項第三号の区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号、第二号及び第三号の科目 三 現に省令第六十六条の二第一項第二号、第四号、第五号又は第六号のいずれかの区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号の科目

二 省令第六十六条の二第一項第二号及び第四号の三に規定する区分	別表第二に掲げる研修であって、協会又は検査組織等調査機関（同表第一号及び第四号の科目の研修にあつては、検査組織等調査機関としての指定を受けようとする者を含む。）が行うもの。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる科目の研修を受けることを要しない。 一 省令第六十六条の四第一項第二号イに掲げる者 同表第二号及び第三号の科目 二 現に省令第六十六条の二第一項第四号の区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号、第二号又は第三号の科目 三 現に省令第六十六条の二第一項第一号、第三号、第五号又は第六号のいずれかの区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号の科目
三 省令第六十六条の二第一項第三号に規定する区分	別表第三に掲げる研修であって、協会又は検査組織等調査機関（同表第一号及び第四号の科目の研修にあつては、検査組織等調査機関としての指定を受けようとする者を含む。）が行うもの。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる科目の研修を受けることを要しない。 一 省令第六十六条の四第一項第三号イに掲げる者 同表第二号及び第三号の科目 二 現に省令第六十六条の二第一項第一号の区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号、第二号及び第三号の科目 三 現に省令第六十六条の二第一項第二号、第四号、第五号又は第六号のいずれかの区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号の科目
四 省令第六十六条の二第一項第四号に規定する区分	別表第四に掲げる研修であって、協会又は検査組織等調査機関（同表第一号及び第四号の科目の研修にあつては、検査組織等調査機関としての指定を受けようとする者を含む。）が行うもの。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる科目の研修を受けることを要しない。 一 省令第六十六条の四第一項第四号イに掲げる者 同表第二号及び第三号の科目 二 現に省令第六十六条の二第一項第二号の区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号、第二号及び第三号の科目 三 現に省令第六十六条の二第一項第一号、第三号、第五号又は第六号のいずれかの区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号の科目

五 省令第六十六条の二第一項第五号に規定する区分	別表第五に掲げる研修であって、協会又は検査組織等調査機関（同表第一号及び第三号の科目の研修にあつては、検査組織等調査機関としての指定を受けようとする者を含む。）が行うもの。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる科目の研修を受けることを要しない。 一 省令第六十六条の四第一項第五号イに掲げる者 同表第二号の科目 二 現に省令第六十六条の二第一項第一号、第三号又は第六号のいずれかの区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号及び第二号の科目 三 現に省令第六十六条の二第一項第二号又は第四号のいずれかの区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号の科目
六 省令第六十六条の二第一項第六号に規定する区分	別表第六に掲げる研修であって、協会又は検査組織等調査機関（同表第一号及び第三号の科目の研修にあつては、検査組織等調査機関としての指定を受けようとする者を含む。）が行うもの。ただし、次の各号に掲げる者にあつては、それぞれ当該各号に掲げる科目の研修を受けることを要しない。 一 現に省令第六十六条の二第一項第一号、第三号又は第六号のいずれかの区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号及び第二号の科目 二 現に省令第六十六条の二第一項第二号又は第四号のいずれかの区分に係る統括検査組織等調査員として選任されている者 同表第一号の科目

別表第一

科 目	範 囲	研修時間
一 経営工学	日本工業規格 Z 九九〇一に係るもの	四十
二 関係法令	法に係る法令	七
三 保安管理技術及び知識	一 高圧ガス（冷凍のための高圧ガスを除く。）の製造に必要な化学又は機械に関する保安管理の技術 二 高圧ガス（冷凍のための高圧ガスを除く。）の製造に必要な応用化学又は機械工学	十四
四 検査の方法及び検査組織等調査の基準等	一 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号。以下「液石則」という。）第三十六条、一般高圧ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十三号。以下「一般則」という。）第三十五条又はコンビナート等保安規則（昭和六十一年通商産業省令第八十八	十

	号。以下「コンビ則」という。)第十九条に規定する完成検査の方法に関する事項 二 液石則第八十四条第一項、一般則第八十六条第一項又はコンビ則第四十一条第一項に規定する特定変更工事に係る完成検査のための組織の基準に関する事項 三 液石則第八十四条第一項、一般則第八十六条第一項又はコンビ則第四十一条第一項に規定する特定変更工事に係る完成検査を実施する知識経験を有する者に関する事項及びその数に関する事項 四 液石則第八十四条第二項第二号、一般則第八十六条第二項第二号又はコンビ則第四十一条第二項第二号に規定する完成検査規程に関する事項	
--	---	--

別表第二

科 目	範 囲	研修時間
一 経営工学	日本工業規格Z九九〇一に係るもの	四十
二 関係法令	冷凍のための高圧ガスに係る法に係る法令	七
三 保安管理技術及び知識	一 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な化学又は機械に関する保安管理の技術 二 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な応用化学又は機械工学	十四
四 検査の方法及び検査組織等調査の基準等	一 冷凍保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十一号。以下「冷凍則」という。）第二十五条に規定する完成検査の方法に関する事項 二 冷凍則第四十七条第一項に規定する特定変更工事に係る完成検査のための組織の基準に関する事項 三 冷凍則第四十七条第一項に規定する特定変更工事に係る完成検査を実施する知識経験を有する者に関する事項及びその数に関する事項 四 冷凍則第四十七条第二項第二号に規定する完成検査規程に関する事項	十

別表第三

科 目	範 囲	研修時間
一 経営工学	日本工業規格 Z 九九〇一に係るもの	四十
二 関係法令	法に係る法令	七
三 保安管理技術及び知識	一 高圧ガス（冷凍のための高圧ガスを除く。）の製造に必要な化学又は機械に関する保安管理の技術 二 高圧ガス（冷凍のための高圧ガスを除く。）の製造に必要な応用化学又は機械工学	十四
四 検査の方法及び検査組織等調査の基準等	一 液石則第八十条、一般則第八十二条又はコンビ則第三十七条に規定する保安検査の方法に関する事項 二 液石則第八十六条第一項、一般則第八十八条第一項又はコンビ則第四十三条第一項に規定する特定施設に係る保安検査のための組織の基準に関する事項 三 液石則第八十六条第一項、一般則第八十八条第一項又はコンビ則第四十三条第一項に規定する特定施設に係る保安検査を実施する知識経験を有する者に関する事項及びその数に関する事項 四 液石則第八十六条第二項第二号、一般則第八十八条第二項第二号又はコンビ則第四十三条第二項第二号に規定する保安検査規程に関する事項	十

別表第四

科 目	範 囲	研修時間
一 経営工学	日本工業規格 Z 九九〇一に係るもの	四十
二 関係法令	冷凍のための高圧ガスに係る法に係る法令	七
三 保安管理技術及び知識	一 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な化学又は機械に関する保安管理の技術 二 冷凍のための高圧ガスの製造に必要な応用化学又は機械工学	十四

四 検査の方法 及び検査組織 等調査の基準 等	一 冷凍則第四十三条に規定する保安検査の方法に関する事項 二 冷凍則第四十九条第一項に規定する特定施設に係る保安検査のための組織の基準に関する事項 三 冷凍則第四十九条第一項に規定する特定施設に係る保安検査を実施する知識経験を有する者に関する事項及びその数に関する事項 四 冷凍則第四十九条第二項第二号に規定する保安検査規程に関する事項	十
----------------------------------	---	---

別表第五

科 目	範 囲	研修時間
一 経営工学	日本工業規格Z九九〇一に係るもの	四十
二 関係法令	法に係る法令	七
三 検査の方法 及び検査組織 等調査の基準 等	一 容器保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十号。以下「容器則」という。）第六条に規定する容器検査の方法 二 容器則第十六条に規定する附属品検査の方法 三 容器則第四十二条に規定する容器等製造設備の技術上の基準に関する事項 四 容器則第四十三条に規定する容器等検査設備の技術上の基準に関する事項 五 容器則第四十四条第一項に規定する品質管理の方法等の技術上の基準に関する事項 六 容器則第四十四条第二項に規定する検査のための組織の技術上の基準に関する事項	十

別表第六

科 目	範 囲	研修時間
一 経営工学	日本工業規格Z九九〇一に係るもの	四十
二 関係法令	法に係る法令	七
三 検査の方法 及び検査組織	一 特定設備検査規則（昭和五十一年通商産業省令第四号。以下「特定則」という。）第八条の特定設備検査の	十

等調査の基準等	方法	
	二 特定則第五十九条第三項に規定する特定設備製造設備の技術上の基準に関する事項	
	三 特定則第五十九条第三項に規定する特定設備検査設備の技術上の基準に関する事項	
	四 特定則第六十条第二項に規定する品質管理の方法等の技術上の基準に関する事項	
	五 特定則第六十条第二項に規定する検査のための組織の技術上の基準に関する事項	

第三条 省令第六十六条の四第二項各号（第四号の二を除く。）の経済産業大臣が定める研修は、次の表に掲げる研修であって、検査組織等調査機関が行うものとする。ただし、現に省令第六十六条の二各号に規定するいずれかの区分の検査組織等調査員として選任されている者が、同条各号に掲げる他の区分の検査組織等調査員を兼務しようとするときは、改めて当該研修を受けることを要しない。

科 目	範 囲	研修時間
経営工学	日本工業規格 Z 九九〇一に係るもの	四十

改正文 （平成一二年一二月二七日通商産業省告示第九〇〇号） 抄
 平成十三年一月六日から施行する。
 附 則 （令和五年一二月二一日経済産業省告示第一六七号）
 この告示は、高圧ガス保安法等の一部を改正する法律（令和四年法律第七十四号）の施行の日（令和五年十二月二十一日）から施行する。